

平成16年10月分から 厚生年金保険の保険料率が変わります。

今回の改正においては、将来の保険料水準を固定した上で、給付水準を自動的に調整する仕組みが導入されることに伴い、厚生年金保険の保険料率について、平成16年10月分（平成17年以降は毎年9月分）から毎年0.354%（船員・坑内員については0.248%）ずつ引き上げられ、平成29年9月以降は18.3%に固定されることになりました。

これにより、平成16年10月分（11月納付期限）から平成17年8月分までの厚生年金保険の保険料率については、右のように変わります。

厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率は、基金ごとに、一般の被保険者は10.934%～11.534%、船員・坑内員の被保険者は12.208%～12.808%の範囲内でそれぞれ7段階に区分されます。

このたびの厚生年金保険料率の改定につきましては、被保険者の方にもお知らせください。皆様のご協力をお願い致します。

一般の被保険者の方

従 来 平成16年10月分から

13.58% → 13.934%

船員・坑内員の被保険者の方

従 来 平成16年10月分から

14.96% → 15.208%

農林漁業団体の事業所等に使用される被保険者の方

従 来 平成16年10月分から

15.22% → 14.704%



[受給者の方の年金額について]

今回の改正においては、年金額の計算式が変わりましたが、「改正前の規定により計算した年金額」が「改正後の規定により計算した年金額」を上回った場合は、前者の額を支給することとする経過措置が設けられました。

この経過措置により、平成16年度については、今回の改正による年金額の変更はありませんので、事業所に勤務する老齢厚生年金受給権者の方々にお知らせください。



社会保険庁

平成16年10月分からの保険料額

等級	標準報酬月額	報酬月額	政府管掌健康保険料				厚生年金保険料			
			介護保険に該当しない被保険者		介護保険に該当する被保険者		一般		坑内員・船員	
			全額 8.2%	折半額 4.1%	全額 9.31%	折半額 4.655%	全額 13.934%	折半額 6.967%	全額 15.208%	折半額 7.604%
		円以上 円未満 ~								
1	98,000	98,000 ~ 101,000	8,036	4,018	9,123.8	4,561.9	13,655.32	6,827.66	14,903.84	7,451.92
2	104,000	101,000 ~ 107,000	8,528	4,264	9,682.4	4,841.2	14,491.36	7,245.68	15,816.32	7,908.16
3	110,000	107,000 ~ 114,000	9,020	4,510	10,241	5,120.5	15,327.4	7,663.7	16,728.8	8,364.4
4	118,000	114,000 ~ 122,000	9,676	4,838	10,985.8	5,492.9	16,442.12	8,221.06	17,945.44	8,972.72
5	126,000	122,000 ~ 130,000	10,332	5,166	11,730.6	5,865.3	17,556.84	8,778.42	19,162.08	9,581.04
6	134,000	130,000 ~ 138,000	10,988	5,494	12,475.4	6,237.7	18,671.56	9,335.78	20,378.72	10,189.36
7	142,000	138,000 ~ 146,000	11,644	5,822	13,220.2	6,610.1	19,786.28	9,893.14	21,595.36	10,797.68
8	150,000	146,000 ~ 155,000	12,300	6,150	13,965	6,982.5	20,901	10,450.5	22,812	11,406
9	160,000	155,000 ~ 165,000	13,120	6,560	14,896	7,448	22,294.4	11,147.2	24,332.8	12,166.4
10	170,000	165,000 ~ 175,000	13,940	6,970	15,827	7,913.5	23,687.8	11,843.9	25,853.6	12,926.8
11	180,000	175,000 ~ 185,000	14,760	7,380	16,758	8,379	25,081.2	12,540.6	27,374.4	13,687.2
12	190,000	185,000 ~ 195,000	15,580	7,790	17,689	8,844.5	26,474.6	13,237.3	28,895.2	14,447.6
13	200,000	195,000 ~ 210,000	16,400	8,200	18,620	9,310	27,868	13,934	30,416	15,208
14	220,000	210,000 ~ 230,000	18,040	9,020	20,482	10,241	30,654.8	15,327.4	33,457.6	16,728.8
15	240,000	230,000 ~ 250,000	19,680	9,840	22,344	11,172	33,441.6	16,720.8	36,499.2	18,249.6
16	260,000	250,000 ~ 270,000	21,320	10,660	24,206	12,103	36,228.4	18,114.2	39,540.8	19,770.4
17	280,000	270,000 ~ 290,000	22,960	11,480	26,068	13,034	39,015.2	19,507.6	42,582.4	21,291.2
18	300,000	290,000 ~ 310,000	24,600	12,300	27,930	13,965	41,802	20,901	45,624	22,812
19	320,000	310,000 ~ 330,000	26,240	13,120	29,792	14,896	44,588.8	22,294.4	48,665.6	24,332.8
20	340,000	330,000 ~ 350,000	27,880	13,940	31,654	15,827	47,375.6	23,687.8	51,707.2	25,853.6
21	360,000	350,000 ~ 370,000	29,520	14,760	33,516	16,758	50,162.4	25,081.2	54,748.8	27,374.4
22	380,000	370,000 ~ 395,000	31,160	15,580	35,378	17,689	52,949.2	26,474.6	57,790.4	28,895.2
23	410,000	395,000 ~ 425,000	33,620	16,810	38,171	19,085.5	57,129.4	28,564.7	62,352.8	31,176.4
24	440,000	425,000 ~ 455,000	36,080	18,040	40,964	20,482	61,309.6	30,654.8	66,915.2	33,457.6
25	470,000	455,000 ~ 485,000	38,540	19,270	43,757	21,878.5	65,489.8	32,744.9	71,477.6	35,738.8
26	500,000	485,000 ~ 515,000	41,000	20,500	46,550	23,275	69,670	34,835	76,040	38,020
27	530,000	515,000 ~ 545,000	43,460	21,730	49,343	24,671.5	73,850.2	36,925.1	80,602.4	40,301.2
28	560,000	545,000 ~ 575,000	45,920	22,960	52,136	26,068	78,030.4	39,015.2	85,164.8	42,582.4
29	590,000	575,000 ~ 605,000	48,380	24,190	54,929	27,464.5	82,210.6	41,105.3	89,727.2	44,863.6
30	620,000	605,000 ~ 635,000	50,840	25,420	57,722	28,861	86,390.8	43,195.4	94,289.6	47,144.8
31	650,000	635,000 ~ 665,000	53,300	26,650	60,515	30,257.5				
32	680,000	665,000 ~ 695,000	55,760	27,880	63,308	31,654				
33	710,000	695,000 ~ 730,000	58,220	29,110	66,101	33,050.5				
34	750,000	730,000 ~ 770,000	61,500	30,750	69,825	34,912.5				
35	790,000	770,000 ~ 810,000	64,780	32,390	73,549	36,774.5				
36	830,000	810,000 ~ 855,000	68,060	34,030	77,273	38,636.5				
37	880,000	855,000 ~ 905,000	72,160	36,080	81,928	40,964				
38	930,000	905,000 ~ 955,000	76,260	38,130	86,583	43,291.5				
39	980,000	955,000 ~	80,360	40,180	91,238	45,619				



健康保険料（介護保険料含む）については、現行どおりで変更ありません。

健康保険組合における保険料額については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。

納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額（表の全額の欄）を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額となります。

被保険者負担分（表の折半額の欄）に円未満の端数がある場合

事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨てし、51銭以上の場合は切り上げて1円となります。

被保険者が被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨てし、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

（注） にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。

厚生年金基金加入員の厚生年金保険料率は、基金ごとに、一般は10.934%～11.534%、船員・坑内員は12.208%～12.808%の範囲内でそれぞれ7段階に区分されています。

日本たばこ産業株式会社の被保険者の保険料率は15.55%、旅客鉄道会社等の被保険者の保険料率は15.69%であり、現行どおりで変更はありません。